

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、成形ダンドラーとして就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社工場において、成形機の操作をしていたところ、取り出し機から突出してきたチャック板と成形機の間に左顔面を挟まれ負傷（以下「本件負傷」という。）した。

請求人は、同日、D病院に受診し「左眼眼球打撲傷、左硝子体出血、左結膜炎、左強膜裂傷、左眼球破裂等」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「左眼球破裂」と診断された。

請求人は、監督署長に同年〇月〇日までの期間について休業補償給付を請求し、その支給を受けていたところ、後続請求として、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「請求期間」という。）について休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、通院日以外の日については療養のため労働ができなかつたとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの請求期間における休業補償給付の請求のうち、請求人が医療機関に通院した日についてはこれを支給し、通院した日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとしてこれを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険制度においては、休業補償給付は労働者が業務上の負傷又は疾病による「療養のため労働することができない」ために賃金を受けられない場合に支給することとされているところ、「療養のため労働することができない」とは、傷病治療のため医師より安静を命じられた場合、同治療上の目的から医師より就労を禁止された場合、同治療のための通院により労働できない場合等を意味するものであり、療養中であっても少なくとも軽作業に就労しうる場合には、単に負傷前の作業に就けないことをもって、労働することができないとするものではないと解することが相当である。

(2) 本件負傷についてみると、F医師は、労働基準監督署担当官との平成〇年〇月〇日の面談において、請求人については「片眼視力でも従事可能な仕事があれば、就労可能である。」と述べている。また、G医師も、平成〇年〇月〇日付け症状等の照会に対する回報において、「危険な作業は避けなければならないが、就労は可能である。」旨述べていることを踏まえ、請求人の症状経過等に鑑みると、当審査会としても、請求人は、同年〇月〇日以降について通院により療養

を受けた日以外は、一般的な就労が可能であったと判断する。

(3) この点、請求代理人は、請求人が、本件負傷によって、①ストレス障害（心因反応）を発病し、②右眼の視力も低下していることから、これらを加味した上で休業補償給付の支給の判断がされるべき旨主張する。

ア 上記①の主張について、請求代理人は、同主張を裏付ける資料として、平成〇年〇月〇日付けH病院I医師作成の診断書を提出している。

しかしながら、I医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「請求人は平成〇年〇月に専ら過度の飲酒が原因でICD-10診断ガイドラインの『F32 うつ病』を発病し、継続加療中である。」旨述べており、請求人は、本件負傷の原因となった平成〇年〇月〇日の労働災害の発生以前から「うつ病」に罹患していることが認められるものであり、請求代理人の主張は採用できない。また、仮にストレス障害（心因反応）があったとしても、そのことによって請求期間において就労することができなかつた事実を裏付けるに足りる証拠はない。

イ 上記②の主張についてみると、J医師は、平成〇年〇月〇日付け症状等の照会に対する回報において、「請求人の右眼視力は0.8であって就労は可能である。」旨述べていること、K医師も同年〇月〇日付け意見書において、「同時点における右眼の視力のみでできる仕事は差し支えなく、同年〇月〇日以降の就労は可能である。」旨述べていることに鑑みると、右眼の視力低下を考慮しても請求期間において就労することができなかつたとまではいえないから、請求代理人の主張は採用できない。

ウ 当審査会としても、以上検討したところ、請求人のうつ病や右眼視力の低下を考慮しても、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの請求期間については、通院により療養を受けた日以外は、一般的な就労が可能であったものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの請求期間における休業補償給付の請求のうち、請求人が医療機関に通院した日についてはこれを支給し、通院した日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとしてこれを支給しないとした監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。